

令和8年上尾市教育委員会7月定例会 会議録

- 1 日 時 令和8年7月23日（木曜日）
開会 午前9時00分
閉会 午前9時40分
- 2 場 所 上尾市役所7階 教育委員室
- 3 出席委員 教育長 西倉剛
教育長職務代理者 小池智司
委員 谷島大
委員 岩鉄由美
委員 湯本華奈子
委員 莪山知奈美
- 4 出席職員 教育総務部長 池田直隆
教育総務部次長 山内正博
学校教育部長 武田直美
学校教育部次長 中澤真治
学校教育部副参事 兼 学務課長 勝雄一
学校教育部 指導課 主幹 松林剛志
教育総務部 教育総務課長 杉木直也
教育総務部 新しい学校づくり推進室長 深井雄太
教育総務部 生涯学習課長 松崎まり子
教育総務部 図書館長 新井英希
教育総務部 スポーツ振興課長 栗原雅之
学校教育部 学校保健課長 田口倫秀
学校教育部 中学校給食共同調理場所長 荻原知之
書記 教育総務課主幹 仲上直志
教育総務課主任 續橋拓也
- 5 傍 聴 人 5人

6 日程及び審議結果

日程第 1 開会の宣告

日程第 2 6 月定例会会議録の承認

日程第 3 会議録署名委員の指名

日程第 4 議案の審議

議案第 56 号 公文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について

議案第 57 号 上尾市立小・中学校通学区域審議会委員の委嘱又は任命について

議案第 58 号 上尾市立人権教育集会所運営委員会委員の委嘱について

日程第 5 報告事項

報告事項 1 令和 8 年上尾市議会 6 月定例会について

報告事項 2 令和 8 年 6 月 いじめに関する状況について

日程第 6 今後の日程報告

日程第 7 閉会の宣告

7 会議録

日程第1 開会の宣告

（西倉剛 教育長）ただ今から、令和8年上尾市教育委員会7月定例会を開会いたします。本日、菊池法務監が所用により欠席、田崎 指導課長が他の公務により、出席できません。代理で松林 指導課主幹が出席いたしますので、ご了承願います。本日は、傍聴の申出はございますか。

（杉木直也 教育総務課長）5人の方から傍聴の申出がございます。傍聴の許可をお願いいたします。

（西倉剛 教育長）傍聴を許可いたします。ご案内をお願いします。

～傍聴人入場～

（西倉剛 教育長）傍聴者の皆様へ申し上げます。傍聴に当たっての注意事項を傍聴券の裏面に記載しておりますので、お読みいただき、会議の進行にご協力くださいますようお願い申し上げます。

日程第2 6月定例会会議録の承認

（西倉剛 教育長）続いて、「日程第2 6月定例会会議録の承認」についてでございます。6月定例会会議録につきましては、すでにお配りして、確認していただいております。修正等がございましたら、お伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

～委員全員から修正等がない旨を確認～

（西倉剛 教育長）それでは、承認することにご異議ございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

（西倉剛 教育長）意義がないものと認め、6月定例会会議録については、湯本委員にご署名いただき、会議録とします。

日程第3 会議録署名委員の指名

（西倉剛 教育長）続いて、「日程第3 本定例会の会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、莪山委員をお願いいたします。

（莪山知奈美 委員）はい。

日程第4 議案の審議

（西倉剛 教育長）続きまして「日程第4 議案の審議」です。本日は当初の予定に1件追加し、3件の議案が提出されております。それでは「議案第56号 公文書非公開決定処分に係る審査請求に対

する裁決について」説明をお願いします。

（武田直美 学校教育部長）議案第５６号につきましては、勝 学務課長が説明申し上げます。

（勝雄一 学務課長）議案書の１ページ目をお開きください。「議案第５６号 公文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について」でございます。

はじめに、提案理由ですが、公文書非公開決定処分に係る審査請求について、却下する裁決をしたので、この案を提出するものでございます。

議案書の２ページから５ページまでが裁決の案となっております。まず、第１の概要についてです。１として、審査請求人は、令和８年４月２５日、令和８年３月４日開催の上尾市議会文教経済常任委員会における指導課長の発言の根拠となる「識者名」と「文献の典拠」について公開請求しました。

２として、処分庁は、本件対象文書について、条例第１１条第３項の規定に基づき、令和８年５月８日付け上教指第２９６－４号において、請求内容が判別できる文書・資料等は、著作権の関係で写しの交付ができないことを理由として本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知しました。

３として、審査請求人は、令和８年５月２１日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定に基づき、本件処分を取り消し、請求した本件対象文書等に関し、公開決定の処分をするよう審査庁に対して本件審査請求を提起しました。

４として、処分庁は、公開できない理由及び備考欄の内容を変更するため、令和８年６月１２日付け上教指第６９７－１号において、本件処分を取り消し、令和８年６月１２日付け上教指第６９７－２号において、請求内容が判別できる文書・資料等は、存在しないことを理由として処分を行い、その旨を審査請求人に再度通知しました。

次に、３ページ目の第２の審理関係人の主張についてです。１として、審査請求人の主張は、本件対象文書について、本件処分の理由として、著作権の関係で写しの交付ができないとしているが、著作権法は公的機関による「複製」を一律に禁止しているわけではなく、行政機関個々の判断で「閲覧のみ」「部分開示」などの方法をとることも可能であるとしています。今回の情報公開請求に当てはめれば、まず、著者や発言者の（職）氏名を正しく記述し、正確な文献名と掲載ページを示したうえで請求人が求めた次の記述、すなわち、「調査組織が被害者側の要求に応えた場合、調査の公平性・中立性が確保できなくなってしまうことから、事前に調査報告書を渡さない」という文言が判別できるようにして（他の文章や文言は黒塗りでも可）請求人に示すなどの方法が考えられることから、教育委員会の対応は基本的な点で過誤であると言えます。請求人による公開請求の対象は「典拠の特定」であり、著作物そのものの複製を求めていることは明らかなです。請求人が求めたのは、①指導課長が引用した「有識者」が誰か、②その発言がどの文献・会合に基づくものかの２点であり、これらを示す文書・資料等であることから、著作物の全文複製を求めるものではなく、行政内部の説明資料・根拠文書の開示を求めているものです。「本件処分により開示された文書は、審査請求人の求めている文書・資料等とは異なるものであること」から、「請求した文書・資料等を今一度渉猟のうえ、あらためて開示することを求める」ものであります。

２として、処分庁の主張は、令和８年５月８日付け上教指第２９６－４号において本件処分を行いました。公開できない理由及び備考欄の内容を変更するため、令和８年６月１２日付け上教指第６９７－１号において、本件処分を取り消しました。そして、令和８年６月１２日付け上教指第６９７－２号において、請求内容が判別できる文書・資料等は、存在しないことを理由として、その旨を審査請求人に再度通知し、処分を行いました。よって、令和８年６月１２日付け上教指第６９７－１号において、本件処分は取り消されています。

なお、令和８年６月１２日に、本件処分が取り消されている旨を審査請求人に伝えましたが、本件審査請求を取り下げる意向はありませんでした。次に、４ページ目の第３の理由についてです。令和８年６月１２日に審査請求の前提となっている本件処分は取り消されているため、処分の取消しを求める審査請求の利益を欠くものであり、本件審査請求は不適法です。

次に、同じく４ページ目の第４の結論についてです。以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法第４５条第１項の規定により、本件審査請求を却下する裁決をします。以上です。

（西倉剛 教育長）議案第５６号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

（西倉剛 教育長）ないようですので、これより採決いたします。「議案第５６号 公文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

（西倉剛 教育長）異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。続きまして、「議案第５７号 上尾市立小・中学校通学区域審議会委員の委嘱又は任命について」説明をお願いします。

（武田直美 学校教育部長）議案第５７号につきましては、勝 学務課長が説明申し上げます。

（勝雄一 学務課長）議案書６ページをお願いします。「議案５７号 上尾市立小・中学校通学区域審議会委員の委嘱又は任命について」ご説明申し上げます。提案理由でございますが、上尾市立小・中学校通学区域審議会委員の任期満了に伴い、上尾市立小・中学校通学区域審議会条例第２条第２項の規定により、委員の委嘱又は任命を行いたいので、この案を提出するものでございます。

なお、委嘱・任命する委員は、６ページ、７ページの表のとおりでございます。任期は、令和１０年７月３１日までとなります。説明は以上でございます。

（西倉剛 教育長）議案第５７号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

（西倉剛 教育長）ないようですので、これより採決いたします。「議案第５７号 上尾市立小・中学校通学区域審議会委員の委嘱又は任命について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

（西倉剛 教育長）異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。続きまして、「議案第５８号 上尾市立人権教育集会所運営委員会委員の委嘱について」説明をお願いします。

(池田直隆 教育総務部長) 議案第58号につきましては、松崎 生涯学習課長が説明申し上げます。

(松崎まり子 生涯学習課長) 追加議案の議案書1ページをお願いいたします。「議案第58号 上尾市立人権教育集会所運営委員会委員の委嘱について」でございます。上尾市立人権教育集会所運営委員会委員に欠員が生じたため、上尾市立人権教育集会所運営委員会規則第3条第2項の規定により、後任の委員を委嘱したいので提案するものでございます。人権教育集会所運営委員会は、上尾市立人権教育集会所条例第4条第1項の規定により設置するもので、教育委員会の諮問に応じ、集会所の運営に関する重要事項について審議するため、原市・畔吉の各集会所に置くものでございます。

新たに委嘱する委員は、畔吉集会所運営委員会委員1名でございます。任期は令和9年6月30日まででございます。説明は、以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第58号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第58号 上尾市立人権教育集会所運営委員会委員の委嘱について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

日程第5 報告事項

(西倉剛 教育長) 続きまして、「日程第5 報告事項」でございます。それでは、各報告事項について、説明をお願いします。

(池田直隆 教育総務部長) 「報告事項1」につきましては、山内 教育総務部次長並びに両部の部長よりご説明申し上げます。

○報告事項1 令和8年上尾市議会6月定例会について

(山内正博 教育総務部次長) 報告事項の1ページをお願いします。「報告事項1 令和8年上尾市議会6月定例会について」二重丸の項目に沿ってご報告いたします。まず、会期でございますが、令和8年6月5日から6月25日までの21日間で行いました。

次に、市長提出議案の結果でございますが、教育関連4件は、いずれも5月定例会にて議案審議いただきました内容でございます。「議案第32号 令和8年度一般会計補正予算(第1号)」は、歳出・歳入の増額補正並びに、図書館本館改修事業の繰越明許と債務負担行為に関するもので、賛成多数にて原案可決となっております。また、「議案第37号 工事請負契約の締結について【上尾市図書館設置工事】」は、まるひろ上尾SC内に整備する図書館仮本館に関するもので、賛成多数にて原案可決となっております。また、「焼物機」と「児童生徒用机」の財産の取得に関する議案第39号、及び議案第40号は、いずれも全会一致にて原案可決となっております。市長提出議案等に関する報告は以上でございます。

続きまして、市政に対する一般質問につきましては、両部長からご報告いたします。

（池田直隆 教育総務部長）続きまして、市政に対する一般質問について、ご報告申し上げます。6月定例会では23人の議員から質問通告がなされ、うち教育総務部関連では、13人の議員から質問がございました。議員からの質問要旨とそれに対する答弁は資料記載のとおりでございますので、本日は、通告のあった質問事項のうち、「朝の小一の壁解消に向けたモデル事業」をピックアップして、ご説明させていただきたいと存じます。説明では、別に配付しております、1枚の「朝のこどもの居場所」のチラシをご用意、ご覧いただければと存じます。

この「朝のこどもの居場所運営事業」は、働く親にとって、いわゆる「朝の小1の壁」、ご存じかもしれませんが、これは小学校入学と同時に、保育園時代は7時から保育園に子どもを預けることができたものが、小学校に入学すると、登校時間が30分から1時間程度遅くなるという、時間のギャップがあり、家庭によっては児童が一人になってしまうことがある状況のことをいうものです。

この「朝の小1の壁」を解消するために、保護者が朝早く出勤する場合でも、こどもを家に残すことなく安心して仕事に行けるように、上尾小学校の体育館において、登校時間までの間、児童を見守る事業を試行的に実施するものでございます。

対象児童は、チラシに記載しているとおり、1年生～6年生として、保護者の就業などの理由により朝の家庭での見守りが困難な児童で、保護者が、実施場所まで送迎できるご家庭の児童としております。学童保育所とは異なり、自動車での学校までの送迎は禁止としておりますので、自転車か徒歩での送迎ができるご家庭が対象となります。

当日の流れですが、午前7時から7時50分までの間に、保護者は児童を体育館入り口まで見送り、見守り員が児童を預かります。児童は登校時間まで体育館で過ごし、上尾小学校の登校時間である午前8時に見守り員が児童を校舎昇降口まで見送るという一連の動きとなります。

既に、6月中には上尾小学校保護者へ通知をして、利用の申込が始まっており、昨日現在、3名の児童の申請があったところでございます。

また、教職員への新たな負担について、市議会での質問もございましたが、本事業は、学校施設を利用いたしますが、学校管理下外でのスキームで実施いたしますので、教職員の新たな負担は、基本的には発生することがないよう、事業を進めてまいります。

9月1日から上尾小学校での試行実施となりますが、効果、課題等を整理した上で、次年度以降の他校での実施についても、検討してまいります。

「朝のこどもの居場所」については以上でございますが、その他の質問、答弁については、配付いたしました資料をご覧いただきたいと思います。教育総務部からの報告は以上でございます。

（武田直美 学校教育部長）学校教育部関連では、14名の議員から質問がございました。その中の樋口敦 議員からの「子どもの視力低下対策について」の一般質問について、ご報告いたします。

資料の14ページをお開きください。下から2つ目の●印「児童生徒の視力の現状について」の質問では、「本市の児童生徒における視力の現状について、学校健康診断の結果から、視力1.0未満の児童生徒の割合が一定程度見られ、小学生と比較して中学生の方がその割合が高くなる傾向である」との答弁をいたしました。

15ページの1つ目の●印「視力低下の主な要因について」の質問では、視力低下の要因として、「近距離での学習やデジタル機器の使用時間の増加、生活習慣の変化、屋外活動時間の減少等が複合的に影響している」との答弁しており、2つ目の●印「学校ではどのような対策を実施しているか」の質問に対して、各学校において、文部科学省のガイドライン等を踏まえ、教育委員会が策定した

「上尾市立小・中学校ＩＣＴ端末利用規定」内に示されている、適切な姿勢や目と教材との距離の指導、定期的な休憩の確保、教室の採光・照明環境の整備、保健指導の実施など、視力低下予防に向けた取り組みを行っている」旨の答弁をしております。

また、１６ページの上から２つ目の●印「保護者への啓発や情報提供について」の質問に対しては、「健康診断結果のお知らせ、保健だよりの発行、個別の受診勧奨などを通じて視力低下予防や適切な対応について周知を図るとともに、学校もしくは中学校区学校保健委員会において、『近視の予防』などの健康課題をテーマに、学校医等が講師となって講演を行っている」ことを答弁しております。

「今後の方針や取組」につきましては、上から４つ目の●印にありますとおり、「児童生徒の視力低下は、重要な健康課題と捉え、養護教諭部会と共に、課題解決のために『予防』『早期発見・早期対応』『啓発・連携』の３つの柱で、具体的な方策を今年度以降まとめ、取組の効果を検証しながら、児童生徒の視力の維持・向上に向け、継続かつ計画的に取り組んでまいります」と答弁しております。

その他の質問、答弁については、資料をご覧くださいますようお願いいたします。学校教育部からの報告は以上でございます。

（武田直美 学校教育部長）報告事項２につきましては、松林 指導課主幹が説明申し上げます。

○報告事項２ 令和８年６月 いじめに関する状況について

（松林剛志 指導課主幹）２ページをお願いします。「報告事項２ 令和８年６月いじめに関する状況について」ご報告いたします。３ページをご覧ください。令和８年６月のいじめに関する状況としまして、小学校では、認知件数が９３件で、解消報告件数が２８件です。４ページをご覧ください。最初に４ページの表中の数値について修正をお願いいたします。一番右の６月の数値について、中学校の認知件数を４５件、解消報告件数を１８件に修正をお願いいたします。お詫びして訂正いたします。

解消に向けて取り組み中となっているものが、小学校２３９件、中学校１５７件となっております。報告は以上でございます。

（武田直美 学校教育部長）報告事項についての説明は以上になります。

（西倉剛 教育長）ありがとうございました。報告につきまして、何かご質問、ご意見等はございますか。

（谷島大 委員）１点質問と意見がございます。１つは報告事項１の市議会の一般質問に関連してですが、先ほど説明がありました「朝のこどもの居場所運営事業」について、現在３名申し込みということですが、答弁の段階では検討中となっていた見守り員さんの確保状況について、どういう方が見守りをするのか教えてください。

（杉木直也 教育総務課長）朝の居場所の児童の見守り員につきましては、シルバー人材センターの派遣による見守り員を想定しております。現在、特命随契という形で見積徴収の依頼をかけておりまして、今後、正式に契約をする予定です。見守りにつきましては、シルバー人材センターの方で必要数を確保するよう調整をしています。

（谷島大 委員）ありがとうございます。続いてもう１点意見がございます。これも議会の一般質問に関連しますが、星野議員さんをはじめ、複数の議員さんから質問があった内容で、ＰＴＡ組織の減少

あるいは活動の縮小についてです。今、実際PTA組織がなくなってしまった学校も、新たなボランティア活動への移行などが行われているところであると答弁されていましたが、今まで私どもがPTA活動をしていたころは、全校が横並びで参加しているPTA連合会があり、情報共有ができていましたが、これからはそういった組織に入っている学校と入っていない学校が混在し、さまざまな形態のボランティア組織となり、情報共有がしにくい状況になるかと思います。答弁にもありましたが、今後、そういったものを全体でフォローしていくような体制や仕組み作りが教育委員会に求められてくるかと思いましたので、検討していただきたいと思います。意見として申し上げます。

(西倉剛 教育長) ありがとうございます。他に、何かご質問、ご意見等はございますか。

(義山知奈美 委員) ご報告いただきましてありがとうございます。私の方からは2点質問がございます。先ほどの視力の低下の件につきまして、視力低下の原因には様々あると思いますが、特に適切な姿勢が大切だという報告があります。ホームページ等で調べますとJIS規格で何センチの子はこの椅子と決まっているようですし、学校の机と椅子の調整はおそらく入学のときにされてると思います。しかしながら、当然、子どもたちの中には中学校に上がるにつれて成長が著しい子もいます。そういった成長に合わせた調整等を定期的実施されているかをお伺いしたいと思います。

(松林剛志 指導課主幹) ご質問ありがとうございます。椅子や机に関してですが、上尾市の椅子や机に関しましては、高さ調整ができるものとなっております。一番最初は、子どもたちが座る椅子等は出席番号順等で決まってはいるのですが、その後、子ども達の身長などに合わせて、担任教諭や教務の教諭が確認して、細かい調整を行うようにしております。特に小学校においては、学期の初めなどに調整の期間を設けて実施している学校が多くございます。

(義山知奈美 委員) ありがとうございます。もう1点ですが、今回説明にはなかったのですが、29ページにある水上公園の跡地の件についてご質問させていただきます。確か前回の市議会のときにも話にあがっていたかと思いますが、公募が不調となり、新しい体育館をつくるという話もあったり、プールを作るという話もあったりで、話がなかなか進んでいないことが気になっております。現在は、跡地が壁で囲まれた状態になっているかと思いますが、近隣の方たちからは、このままずっと話が進まないままですと荒地になって不審者が出る、といった懸念もお聞きしております。跡地の管理方法に関して、定期的に全部更地にするとか、比較的環境の良いようにしていただけるのか等、状況をお聞きしたいです。

(栗原雅之 スポーツ振興課長) ご質問いただきましたスポーツ科学拠点整備事業は埼玉県が現在行っている事業でございますが、さいたま水上公園跡地は、元々のレジャープールを全て取り壊して、現在、更地の状態でございます。プールを囲うように格子のフェンスを設置しているほか、正面の出入口になっていたところに工事用フェンスを仮設で設置して部外者の方が侵入できない状況になっております。また、最近の工事現場ではよくある風景なのですが、壁の一部分をクリアな、透明の素材にして、ある程度外部からも見えやすいような状態にはしているようです。

現在、まだ県の方で事業者の選定などを行っているところですが、樹木も多い場所でございますし、草木が繁茂しています。散歩される方もいらっしゃるし、防犯的な意味合いでも、我々や県の方で定期的に、草刈りや主草木の伐採等をして管理しているというところでございます。

(池田直隆 教育総務部長) 補足をさせていただきます。スケジュール的なお話をさせていただきますと、県が最初に公募したときは、アリーナを作ったり、プールを作ったりというような事業提案をお願いしておりましたが、そういった提案が出てずに終わってしまいました。その後、県で再検討し、競技力向上施設・科学拠点施設の部分と公園の部分との二つに分けて進めていく形をとっています。

今のスポーツ総合センターのような科学拠点施設については、もう動き出していて、体育館とそのような科学拠点施設をつくることは決まって、後は、場所をどこに作るかを今年度検討して、来年度以降、そんな時間はかからないうちに建設が始まっていくような形になろうかと思います。

残りの公園の部分についてはまだ計画もできていない状態で、今は、民間事業者からどのようなことができるか提案を受けているような状況です。おそらくこのままで進むと、科学拠点施設の方は先行して完成に至ると思いますが、公園の方は、何が作られるのか検討の上、設計、工事に入っていくので、もう少し時間がかかるかなという状況です。

(莪山知奈美 委員) ありがとうございます。一市民としては温水プールを切に希望していますので、よろしくお願いいたします。

(西倉剛 教育長) ありがとうございます。他に、何かご質問、ご意見等はございますか。

(小池智司 委員) 1点質問です。3ページの星野議員のところで、地域クラブの参加費用について答弁していると思うのですが、この1回当たり600円の参加費はわかるのですが、年会費3,300円というのは、年度当初にそれを支払わないといけないのか、例えば年度途中で地域クラブに参加しなくなったときはどうするのか、教えていただきたいです。

(松林剛志 指導課主幹) ご質問ありがとうございます。年会費につきましては、1年単位でお支払いいただいているものですが、年度途中の申し込みであっても、3,300円をいただくことになっております。その経費につきましては、講師への謝金や保険代等様々なものに充てられますが、こどもたちが揃って着るTシャツ等も支給させていただいておりますので、そのようなものにも充当させていただいております。

(小池智司 委員) 年会費は、年間通して変わらないということですか。

(松林剛志 指導課主幹) はい、そうです。

(小池智司 委員) ありがとうございます。

(西倉剛 教育長) 他に、何かご質問、ご意見等はございますか。

(岩鉄由美 委員) ご説明ありがとうございます。お話が少し重複しますが、年会費3,300円を保護者の方からいただくということですが、もし種目を替えたい場合、例えば今回はバスケットをやっていたけれど、年度途中でサッカーをやりたいとなった、という場合は、年会費3,300円は二重に発生するのでしょうか、それとも年会費の支払いは1回だけになるのでしょうか。

(松林剛志 指導課主幹) ご質問ありがとうございます。年会費については多種目申し込みされても1

回の支払となります。

（岩鉄由美 委員）ありがとうございます。あともう1つご意見申し上げさせていただきます。複数の議員の方からの学校の課題についてありましたが、色々な学校の運動会などを見せていただいたときに、PTAはもうないけれども、親父の会など、別の形で楽しく保護者が活動しているところもいくつかある、と聞いています。このあたりが、地域や保護者との信頼関係の現れなのかなとは思ったのですが、PTAが廃止されて活動が縮小されていくと、地域や学校から懸念があるのも理解できます。教育委員会として新しい形での支援の検討をしているということなので、安心しましたが、どうか「やりたい人がやればいい」ではなくて、地域で子どもを見守るスタンスは維持してほしいと思います。意見として申し上げます。

（西倉剛 教育長）ありがとうございます。他に、何かご質問、ご意見等はございますか。

（湯本華奈子 委員）私の方から3点ほどございます。岩鉄委員さんのお話と少し重複するところがあるのですが、PTA活動が縮小されて、その中で今まで保護者が行ってきた登下校の見守りについて、今はなかなか力を入れられていないという状況を耳にしています。一方で、やはり危険な場所も上尾市にはたくさんありますので、その登下校についてのサポート・指導を引き続き教育委員会でも力を入れてやっていただきたいと今回強く思いました。

また、先ほどの視力の低下の件についてですが、先週から夏休みに入りまして、我が子も過ごし方を見ておきますと、やはりこの暑さでどうしても家の中など、屋内にいる時間が増えています。学校からもICT端末を持って帰ってくる、自宅にもゲーム機があり、今はYouTubeなど、そういうツールもたくさんあると、外で遊ぶことが制限されるような暑さですので、どうしてもそういうものに頼ってしまうところがあるのですが、夏休みの期間が以前よりも長くなったため、今の子どもたちは夏休みをどう過ごしていいのかを自発的に考えることが少し弱いのかな、というのも正直、見ていて思います。学校の方でも「こういう過ごし方がある」ということを紹介等していただいていますし、夏休み中にもいろんな講座などをやっていただいているのはよくわかっているんですが、そういうところの指導、フォローいただければ、ありがたいと思いました。

あと1つは質問になりますが、朝のこどもの居場所づくりの件ですが、例えば申請者が1名となった場合でも実施していただける事業なのでしょうか。

（杉木直也 教育総務課長）朝のこどもの居場所運営事業ですが、令和8年度につきましては上尾小学校においてモデル的に実施するものでございます。仮にその利用申請が1名であっても、必要とされる方がいらっしゃるというのであれば、もちろん実施するものでございます。今年度のモデル事業の効果なども踏まえまして、来年度以降、拡充していくかどうかも含めて検討してまいります。

（湯本華奈子 委員）ありがとうございます。

（西倉剛 教育長）他に、何かご質問、ご意見等はございますか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

日程第6 今後の日程報告

(西倉剛 教育長) それでは、続いて、今後の日程報告をお願いします。

(杉木直也 教育総務課長) 今後の日程でございますが、教育委員会8月定例会は、8月20日9時30分から開催いたします。また、8月7日金曜日に上尾・桶川・伊奈教育委員会連絡協議会研修会を伊奈町役場にて予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

(西倉剛 教育長) ありがとうございます。それでは、委員の皆様から、そのほかご意見などございましたら、よろしくお願いいたします。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 他に、何かご質問、ご意見等はございますか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

日程第7 閉会の宣告

(西倉剛 教育長) 以上で、予定されていた日程はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和8年上尾市教育委員会7月定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

令和8年8月20日 署名委員 莪山知奈美